

新	旧
<p>第3章 [組織]</p> <p>第6条 本会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・<u>会報係</u>および幹事を置く</p> <p>第4章 [役員、幹事の職務]</p> <p>第8条 1. 会長は本会を円滑に運営する義務がある。 2. 副会長は会長を補佐し、会長に欠員が生じたときは、新会長が決定するまで任務を代行する義務がある。 3. 書記は本会の庶務にあたる。 4. 会計は本会の会計にあたる。 5. 幹事は本会と会員との連絡・会の執行にあたる。 6. 会報係は会報の作成を行う。 7. <u>会計監査は本会の会計監査を行う</u></p> <p>第9条 [役員、幹事の報酬]</p> <p>1. 一期毎に会長・副会長に5千円、会計・書記・会報係・<u>会計監査</u>は3千円とする。 2. 各回生幹事は懇親会費出席者に限り懇親会費に1千円補助とする。</p> <p>第5章 総会ならびに役員会</p> <p>第10条 [総会]</p> <p>1. 総会は、2年に1回、役員が決定した7月の土曜日に関き、2年間の収支決算、その他提出議題の議決をする。 2. 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。</p>	<p>第3章 [組織]</p> <p>第6条 本会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査および幹事を置く</p> <p>第4章 [役員、幹事の職務]</p> <p>第8条 1. 会長は本会を円滑に運営する義務がある。 2. 副会長は会長を補佐し、会長に欠員が生じたときは、新会長が決定するまで任務を代行する義務がある。 3. 書記は本会の庶務にあたる。 4. 会計は本会の会計にあたる。 5. 幹事は本会と会員との連絡・会の執行にあたる。 6. 会報係は会報の作成を行う。</p> <p>第9条 [役員、幹事の報酬]</p> <p>1. 一期毎に会長・副会長に5千円、会計・書記・会報係は3千円とする。 2. 各回生幹事は懇親会費出席者に限り懇親会費に1千円補助とする。</p> <p>第5章 総会ならびに役員会</p> <p>第10条 [総会]</p> <p>1. 総会は、2年に1回、役員が決定した7月の土曜日に関き、2年間の収支決算、その他提出議題の議決をする。 2. 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。</p>

3. 総会の議決は出席会員の過半数をもって決定する。
4. 総会における議長1名、書記1名は会員の中から選出する。
5. 次の事項は総会において承認を得なければならない。
 1. 事業報告、決算報告
 2. 事業計画案、予算案
 3. 会則の変更
 4. その他の役員会において必要と認めた事項
6. 総会開催が困難と役員会で決定した場合は書面決議とする。

第11条 [役員会]

1. 本会に役員会を置く
2. 役員は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・会報係をもって構成する。
3. 会長は必要と認めたとき役員会を招集することができる。
4. 役員会は適宜開催し、必要に応じ幹事の招集を行う。

第6章 会計

第12条 [会計]

1. 本会の運営は入会金および寄付金による。
2. 本会会費は永久会費として一人1万円とする。
3. 会費の納入は本学校卒業時とする。
4. 会長が必要と認めた場合、総会にはかり臨時会費を徴収することができる。
5. 同窓会解散が決定後の新会員の入会金は徴収しない。

附 則

本会則は令和3年12月25日に一部改正する

3. 総会の議決は出席会員の過半数をもって決定する。
4. 総会における議長1名、書記1名は会員の中から選出する。
5. 次の事項は総会において承認を得なければならない。
 1. 収支の決算
 2. 予算内容
 3. 会則の変更
 4. その他の役員会において必要と認めた事項

第11条 [役員会]

1. 本会に役員会を置く
2. 役員は、会長・副会長・書記・会計・会計監査をもって構成する。
3. 会長は必要と認めたとき役員会を招集することができる。
4. 役員会は年4回開催し、必要に応じ幹事の招集を行う。

第6章 会計

第12条 [会計]

1. 本会の運営は入会金および寄付金による。
2. 本会会費は永久会費として一人1万円とする。
3. 会費の納入は本学校卒業時とする。
4. 会長が必要と認めた場合、総会にはかり臨時会費を徴収することができる。

細 則

慶弔に関する会則の細則を次のように定める。

1. 会員および特別会員の叙勲の場合は祝電を送る。
2. 特別会員の退職の場合は餞別 5 千円を贈る
3. 特別会員の現校長・教育主事の転勤の場合も餞別 5 千円を贈る。
4. 看護学校の式典に祝電と花束、又はコサージュを贈る。

上記 1～4 の場合、詳細については役員会で決定する。

名簿について

削除

細 則

慶弔に関する会則の細則を次のように定める。

1. 会員および特別会員の叙勲の場合は祝電を送る。
2. 特別会員の退官の場合は餞別 5 千円を贈る
3. 特別会員の現校長・教育主事の転勤の場合も餞別 5 千円を贈る。
4. 看護学校の式典に祝電と式場花、又はコサージュを贈る。

上記 1～5 の場合、詳細については役員会で決定する。

名簿について

会則第 5 条—4 に基づき、各回生に連絡し、住所・姓名の変更を明らかにする。幹事は役員会で変更事項の確認をする。